

## 地域自治区の設置について

## 1 地域自治区

- (1) 地域住民の意見を行政に反映させ、かつ行政と住民との連携の強化を図るため、地方自治法第202条の4の規定に基づき、旧市町の区域ごとに地域自治区を設ける。
- (2) 地域自治区の名称は、出雲地域自治区・平田地域自治区・佐田地域自治区・多伎地域自治区・湖陵地域自治区・大社地域自治区とする。
- (3) 地域自治区の事務所は、支所とする。(旧出雲市は、本庁舎)
- (4) 支所は、地域協議会と連携して、地域まちづくり計画の策定や地域振興まちづくり予算の主体的な執行を行う。
- (5) 合併時における区域内の効果的な事務処理や地域の意見に配慮した施策を執行するため、支所長(事務所の長)は、理事職の事務吏員をもって充てる。
- (6) 地域自治区は、必要に応じ、制度を評価して見直しを図るものとする。

## 2 地域協議会

- (1) 地域自治区に、地域協議会を置く。
- (2) 地域協議会の名称は、出雲地域協議会・平田地域協議会・佐田地域協議会・多伎地域協議会・湖陵地域協議会・大社地域協議会とする。
- (3) 地域協議会の構成員は、各地域自治区内に住所を有する者のうちから、市長が選任する。
- (4) 地域協議会の構成員は、20人程度とする。
- (5) 地域協議会の権限

次に掲げる事項で、市長(その他の市の機関を含む。以下同じ。)により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長に意見を述べる。

ア 支所が所掌する事務や市が処理する地域自治区の区域に係る事務

【具体例】

- ・地域福祉（学童保育、福祉ボランティア活動支援等）
- ・地域内の環境保全（リサイクル、清掃等）
- ・地域内道路・施設の管理
- ・地域防災、地域防火、地域防犯など
- ・住民に身近な事務所としての窓口業務（戸籍、住民基本台帳等）
- ・区域内の地域振興まちづくり予算の執行

イ 地域内住民との連携の強化に関する事項

【具体例】

- ・地域まちづくり計画作成に当たっての住民参加
- ・地域内の基礎的自治組織その他各種関係団体との連携・協働

市長は、条例で定める市の施策に関する重要事項（当該区域に係るもの）を決定し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

【具体例】

- ・区域内の公の施設の設置及び廃止
- ・区域内の公の施設の管理のあり方
- ・市が策定する基本構想等（新市建設計画を含む。）のうち、その区域に係る重要事項

市長は、地域協議会の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。